

鳥 大 管 職  
平成17年 6月 7日

工

事務局各部長  
各事務(部)長 殿

総務部長(公印省略)

夏季における執務室での軽装の励行について

このことについて、昨年同様下記のとおり実施することになりましたのでお知らせします。

については、職員への周知徹底を図るとともに、理解とご協力いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度までは期間を7月1日から8月31日までと明記しておりましたが、この期間に限らず、実施可能と思われる場合などは各自実施し、エアコンの使用を控えるなど、積極的に省エネに努めるよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 夏季における執務室での軽装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行するものとする。なお、庁舎内の会議室についても、職務部外の者が出席する会合等であって儀礼上軽装が適当でないと認められる場合を除き、執務室に準じるものとする。
2. 職員は、職務上の来客に対応する場合や職務部外の者が参加する会合に出席する場合等であって、儀礼上軽装が不相当と認められる場合を除き、極力軽装とするものとする。
3. 軽装とは、以下を基本形とするが、具体的には職員各自が適切に判断することとする。
  - ・背広の上着を着用しない。
  - ・ネクタイを着用しない。
  - ・半袖シャツ、開襟シャツ、ポロシャツ等の夏向きのシャツを着用する。
4. 軽装に当たっては、アロハシャツ、ランニング、短パン、ビーチサンダル及びこれに類する執務室における服装として、社会常識を著しく逸脱するような服装は避けるものとする。
5. 各課等毎に、入り口付近、応接テーブル付近等の来客等の見やすいところに、軽装期間である旨の掲示を行うものとする。(別紙参照)
6. 扇風機やブラインド等の活用により、冷房をより効率的なものとするための創意工夫を行い、冷房の設定温度28度以上を特に徹底するものとする。

